

日医発第1157号（保219）
平成30年3月14日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横倉義武

検査料の点数の取扱いについて

平成30年1月31日に開催された中央社会保険医療協議会（中医協）総会において新たな臨床検査（E3 1件）を保険適用することが了承され、それに伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から別添1のとおり取り扱う通知が示され、平成30年2月1日から適用となりました。

本通知の内容について、本会において別添2のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会雑誌4月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

（添付資料）

1. 検査料の点数の取扱いについて
（平30. 1. 31 保医発0131第3号 厚生労働省保険局医療課長）
2. 新たに保険適用が認められた検査（日本医師会医療保険課）

保医発 0131 第 3 号
平成 30 年 1 月 31 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 28 年 3 月 4 日付け保医発 0304 第 3 号）を下記のとおり改正し、平成 30 年 2 月 1 日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

別添 1 第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 0 7 中(53)を(54)とし、(19)から(52)を 1 ずつ繰り下げ、(18)の次に次のように加える。

(19) 遊離カルニチン及び総カルニチン

ア 遊離カルニチン及び総カルニチンは、区分番号「D 0 0 7」血液化学検査の「24」LDアイソザイム 1 型の所定点数に準じて算定する。

イ 本検査は、酵素サイクリング法により測定した場合に算定する。

ウ 本検査を先天性代謝異常症の診断補助又は経過観察のために実施する場合は、月に 1 回を限度として算定する。

- エ 静脈栄養管理若しくは経腸栄養管理を長期に受けている筋ジストロフィー、筋萎縮性側索硬化症若しくは小児の患者、人工乳若しくは特殊治療用ミルクを使用している小児患者、バルプロ酸ナトリウム製剤投与中の患者、F a n c o n i 症候群の患者又は慢性維持透析の患者におけるカルニチン欠乏症の診断補助若しくは経過観察のために、本検査を実施する場合は、6月に1回を限度として算定する。
- オ 同一検体について、本検査と区分番号「D 0 1 0」特殊分析の「8」先天性代謝異常症検査を併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。
- カ 本検査の実施に当たっては、関係学会の定める診療に関する指針を遵守すること。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成28年3月4日付け保医発0304第3号)

改正後	現行
<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第3部 検査</p> <p>第1節 検体検査料</p> <p>第1款 検体検査実施料</p> <p>D007 血液化学検査</p> <p>(1)～(18) (略)</p> <p>(19) <u>遊離カルニチン及び総カルニチン</u></p> <p>ア <u>遊離カルニチン及び総カルニチンは、区分番号「D007」血液化学検査の「24」LDアイソザイム1型の所定点数に準じて算定する。</u></p> <p>イ <u>本検査は、酵素サイクリング法により測定した場合に算定する。</u></p> <p>ウ <u>本検査を先天性代謝異常症の診断補助又は経過観察のために実施する場合は、月に1回を限度として算定する。</u></p> <p>エ <u>静脈栄養管理若しくは経腸栄養管理を長期に受けている筋ジストロフィー、筋萎縮性側索硬化症若しくは小児の患者、人工乳若しくは特殊治療用ミルクを使用している小児患者、バルプロ酸ナトリウム製剤投与中の患者、Fanconi症候群の患者又は慢性維持透析の患者におけるカルニチン欠乏症の診断補助若しくは経過観察のために、本検査を実施する場合は、6月に1回を限度として算定する。</u></p>	<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第3部 検査</p> <p>第1節 検体検査料</p> <p>第1款 検体検査実施料</p> <p>D007 血液化学検査</p> <p>(1)～(18) (略)</p> <p>(新設)</p>

オ 同一検体について、本検査と区分番号「D010」特殊分析の「8」先天性代謝異常症検査を併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。

カ 本検査の実施に当たっては、関係学会の定める診療に関する指針を遵守すること。

(20)～(54) (略)

(19)～(53) (略)

新たに保険適用が認められた検査

平成 30 年 1 月 31 日 保医発 0131 第 3 号（平成 30 年 2 月 1 日適用）

測定項目	総カルニチン／遊離カルニチン
販売名	1. T-Carnitine 試薬 カイノス 2. F-Carnitine 試薬 カイノス (株式会社カイノス)
区分	E3 (新項目)
測定方法	酵素サイクリング法
主な測定目的	1. 血清又は血漿中の総カルニチンの測定 (カルニチン欠乏症の診断補助等) 2. 血清又は血漿中の遊離カルニチンの測定 (カルニチン欠乏症の診断補助等)
準用点数	1. 「D007 血液化学検査」の「24 LD アイソザイム1型」 95 点 2. 「D007 血液化学検査」の「24 LD アイソザイム1型」 95 点
関連する 留意事項の 改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成 28 年 3 月 4 日保医発 0304 第 3 号)の別添 1 (医科診療報酬点数表に関する事項)の第 2 章 (特掲診療料)を以下のように改める。(変更箇所下線部) 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D007 血液化学検査 (1)~(18) (略) <u>(19) 遊離カルニチン及び総カルニチン</u> <u>ア 遊離カルニチン及び総カルニチンは、区分番号「D007」血液化学検査の「24 LD アイソザイム 1 型の所定点数に準じて算定する。</u> <u>イ 本検査は、酵素サイクリング法により測定した場合に算定する。</u> <u>ウ 本検査を先天性代謝異常症の診断補助又は経過観察のために実施する場合は、月に 1 回を限度として算定する。</u> <u>エ 静脈栄養管理若しくは経腸栄養管理を長期に受けている筋ジストロフィー、筋萎縮性側索硬化症若しくは小児の患者、人工乳若しくは特殊治療用ミルクを使用している小児患者、バルプロ酸ナトリウム製剤投与中の患者、Fanconi 症候群の患者又は慢性維持透析の患者におけるカルニチン欠乏症の診断補助若しくは経過観察のために、本検査を実施する場合は、6 月に 1 回を限度として算定する。</u> <u>オ 同一検体について、本検査と区分番号「D010」特殊分析の「8」先天性代謝異常症検査を併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。</u> <u>カ 本検査の実施に当たっては、関係学会の定める診療に関する指針を遵守すること。</u>

(日本医師会医療保険課)